



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年10月30日火曜日 第3023号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 952

告 示

一部事務組合の規約の変更の届出..... (市町振興課) ... 956

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 956

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 957

指定自立支援医療機関の名称の変更..... (") ... 957

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 957

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 957

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課) ... 957

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 958

道路の供用開始 (一般国道 441 号) (南予地方局大洲土木事務所) ... 958

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正 (2 件) (選挙管理委員会) ... 958

規 則

○愛媛県規則第50号

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立自然公園条例施行規則 (昭和34年愛媛県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別地域内の行為の許可基準) 第16条の3 省略 2・3 省略 4 条例第21条第4項第1号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 (1)~(5) 省略 (6) 総建築面積(同一敷地内にある <u>全て</u> の建築物の建築面積	(特別地域内の行為の許可基準) 第16条の3 省略 2・3 省略 4 条例第21条第4項第1号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。 (1)~(5) 省略 (6) 総建築面積(同一敷地内にある <u>すべての</u> 建築物の建築面積

(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。)の和をいう。____
第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合
及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積
(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第
4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の
敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ご
とに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであるこ
と。

省略

(7)~(11) 省略

5~31 省略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、
次に掲げるものとする。

(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等
を新築し、改築し、又は増築すること。

(2)~(10)の4 省略

(10)の5 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第
77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置するこ
と。

(10)の6 省略

(10)の7 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定す
る無線設備を改築し、又は増築すること(増築にあつては、新
たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそ
れが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超え
ないものに限る。)

(10)の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超
えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変
更を伴わないものに限る。)

(10)の9 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交
換すること。

(10)の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る
電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(10)の11 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20
年愛媛県条例第15号)第28条第1項に規定する認定保護管理事
業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の
実施のために必要な工作物を設置すること。

(10)の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐ
ためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その
高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の
通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているもの
に限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(10)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する
法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来
生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除
の目的で、カメラを設置すること。

(11)~(16) 省略

(16)の2 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採するこ
と。

(16)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する
法律_____第3章の規定による防除に係る特
定外来生物である木竹を伐採すること。

(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。)の和をいう。以
下この項及び第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合
及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積
(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第
4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の
敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ご
とに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであるこ
と。

省略

(7)~(11) 省略

5~31 省略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、
次に掲げるものとする。

(1) みぞ、いせき、とい、水車、農業用又は林業用水そう等
を新築し、改築し、又は増築すること。

(2)~(10)の4 省略

(10)の5 省略

(11)~(16) 省略

(16)の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する
法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特
定外来生物である木竹を伐採すること。

- (16)の4 省略
- (16)の5 省略
- (16)の6 省略
- (16)の7 省略
- (16)の8 省略
- (16)の9 省略
- (16)の10 省略
- (16)の11 省略
- (16)の12 省略
- (16)の13 省略

(16)の14 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 _____
 _____第13条第1項の規定による知事の許可に
 係る木竹を損傷すること。

- (16)の15 省略
- (16)の16 省略
- (16)の17 省略
- (16)の18 省略
- (16)の19 省略
- (16)の20 省略
- (16)の21 省略

(17)～(21)の7 省略

(21)の8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規
 定する尿浄化槽（建築基準法施行令 _____
 _____第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するもの
 に限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(21)の9～(25)の2 省略

(25)の3 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類
 するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれら
 を表示すること。

(25)の4 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類する
 ものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示
 すること。

- (25)の5 省略
- (25)の6 省略
- (25)の7 省略
- (25)の8 省略
- (25)の9 省略
- (25)の10 省略
- (25)の11 省略
- (25)の12 省略
- (25)の13 省略
- (25)の14 省略

(26)・(26)の2 省略

(26)の3 認定保護管理事業等の実施のために条例第21条第4項第
 11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷する
 こと。

- (26)の4 省略
- (26)の5 省略
- (26)の6 省略
- (26)の7 省略
- (26)の8 省略
- (26)の9 省略
- (26)の10 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若し

- (16)の3 省略
- (16)の4 省略
- (16)の5 省略
- (16)の6 省略
- (16)の7 省略
- (16)の8 省略
- (16)の9 省略
- (16)の10 省略
- (16)の11 省略
- (16)の12 省略

(16)の13 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20
 年愛媛県条例第15号）第13条第1項の規定による知事の許可に
 係る木竹を損傷すること。

- (16)の14 省略
- (16)の15 省略
- (16)の16 省略
- (16)の17 省略
- (16)の18 省略
- (16)の19 省略
- (16)の20 省略

(17)～(21)の7 省略

(21)の8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規
 定する尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338
 号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するもの
 に限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(21)の9～(25)の2 省略

- (25)の3 省略
- (25)の4 省略
- (25)の5 省略
- (25)の6 省略
- (25)の7 省略
- (25)の8 省略
- (25)の9 省略
- (25)の10 省略
- (25)の11 省略
- (25)の12 省略

(26)・(26)の2 省略

- (26)の3 省略
- (26)の4 省略
- (26)の5 省略
- (26)の6 省略
- (26)の7 省略
- (26)の8 省略

くは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の11 省略

26の12 省略

26の13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

26の14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

26の15 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第4項において読み替えて準用する同法第7条第6項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同法第14条の2第7項の規定により県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

26の16 省略

26の17 省略

26の18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の19 省略

26の20 省略

26の21 省略

26の22 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

26の23 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

26の24 省略

26の25 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

26の26 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

ア 省略

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

26の27 省略

27 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基

26の9 省略

26の10 省略

26の11 省略

26の12 省略

26の13 省略

26の14 省略

26の15 省略

26の16 省略

26の17 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

ア 省略

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

26の18 省略

27 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（

同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基

づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における
_____高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000
平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を
除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増
築後において、___高さが13メートルを超え、又は水平投影面
積が1,000平方メートルを超えるもの）となる場合における改
築又は増築を含む。）を除く。）

(28)～(28)の23 省略

(28)の24 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のた
めに車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるこ
と。

(28)の25～(29) 省略

(30) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一
般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定によ
り不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により
旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために
動力船を使用すること。

(31)～(33) 省略

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第17条の3 条例第22条第3項第6号に規定する規則で定める行為
は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるも
のとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標
識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係
る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10
号の4、第14号、第15号、第16号の3、第16号の9、第16号
の13から第16号の16まで、第16号の18、第23号、第25号、第
25号の2、第26号の2、第26号の6、第26号の11から第26号
の17まで、第28号の13、第28号の19又は第29号に掲げる行為
イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5
号、第18号及び第26号の9に掲げる行為

(2)～(23) 省略

（普通地域内における届出を要しない行為）

第19条 条例第32条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、
次_____に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の13まで、第18号から第21号まで、
第22号から第25号の4まで、第27号又は第28号に掲げる行為

(2)～(17) 省略

づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつて
は、その高さが13メートル若しくはその水平投影面積が1,000
平方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築
_____又は増
築後において、その高さが13メートル又はその_____水平投影面
積が1,000平方メートルを超える工作物となる場合における改
築又は増築を含む。）を除く。）

(28)～(28)の23 省略

(28)の24 海岸法第3条_____に規定する海岸保全区域の管理のた
めに車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるこ
と。

(28)の25～(29) 省略

(30) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一
般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定によ
り不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により
旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために
動力船を使用すること。

(31)～(33) 省略

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第17条の3 条例第22条第3項第6号に規定する規則で定める行為
は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるも
のとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標
識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係
る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10
号の4、第14号、第15号、第16号の2、第16号の8、第16号
の12から第16号の15まで、第16号の17、第23号、第25号、第
25号の2、第26号の2、第26号の5、第26号の9から第26号
の12まで、第28号の13、第28号の19又は第29号に掲げる行為
イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5
号、第18号及び第26号の8に掲げる行為

(2)～(23) 省略

（普通地域内における届出を要しない行為）

第19条 条例第32条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、
次の各号に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の5まで、第18号から第21号まで、
第22号から第25号の2まで、第27号又は第28号に掲げる行為

(2)～(17) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1023号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、
次のとおり宇和島地区広域事務組合の規約の変更の届出があった。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

「児童養護施設近永愛児園」を「児童養護施設」に、「近永乳
児院」を「乳児院」に改める。

2 規約変更年月日

平成30年11月1日

○愛媛県告示第1024号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）
第1条第1項の規定による救急病院である。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人補天会 光生病院	今治市室屋町3丁目2番 地10	医療法人補天会	平成33年 10月22日 まで

○愛媛県告示第1025号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
はすい心療内科	松山市桑原2丁目2-28	蓮井 康弘	精神通院医療	平成30年 10月11日
上田小児科・外科	宇和島市広小路1番26号	上田 弘明	精神通院医療	平成30年 10月1日
アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町714-1	株式会社アインファーマシーズ	精神通院医療（薬局）	平成30年 10月1日

○愛媛県告示第1026号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
株式会社友岡薬局	友岡薬局	平成29年9月1日
株式会社友岡薬局平井店	友岡薬局平井店	平成29年9月1日

○愛媛県告示第1027号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年10月30日から11月12日まで

○愛媛県告示第1028号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（用地測量）
- 作業期間 平成30年10月10日から
平成31年2月28日まで

3 作業地域 愛媛県西予市宇和町

○愛媛県告示第1029号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	
構造判定室横浜事務所	神奈川県横浜市中区尾上町4丁目57番地

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
構造判定室横浜事務所	神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号

3 変更年月日

平成30年11月1日

○愛媛県告示第1030号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 28) 第 11343 号	平 成 28 年 12 月 6 日	伊 豫 物 産 (株)	中 内 健 太	今 治 市 徳 重 278 - 8	平 成 30 年 9 月 7 日	鋼 構 造 物 工 事 業 機 械 器 具 設 置 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 27) 第 8968 号	平 成 27 年 12 月 14 日	(有) 廣 澤 建 設	廣 澤 敏 男	新 居 浜 市 船 木 甲 2912 - 21	平 成 30 年 9 月 25 日	土 工 事 業 建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年10月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
一 般 国 道	441号	大 洲 市 梅 川 399 番 1 地 先 から 同 市 梅 川 410 番 7 まで	平 成 30 年 10 月 30 日
"	"	大 洲 市 梅 川 431 番 3 から 同 市 梅 川 442 番 5 まで	"

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホーム 皆楽園	省略			特別養護老人ホーム 皆楽園	省略		
地域密着型特別養護老人ホーム 開明の杜	特別養護老人ホーム	西予市宇和町卯之町一丁目246-6	平成30年10月23日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

1・2 省略

3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
大洲記念病院	省略		
喜多医師会病院	病院	大洲市東大洲1563 - 1	平成30年10月 23日
省略			

4・5 省略

改 正 前

1・2 省略

3 老人ホーム

名 称	種 類	所 在 地	指定年月日
省略			
喜多医師会病院	病院	大洲市徳森2632 - 3	昭和58年11月 29日
大洲記念病院	省略		
省略			

4・5 省略